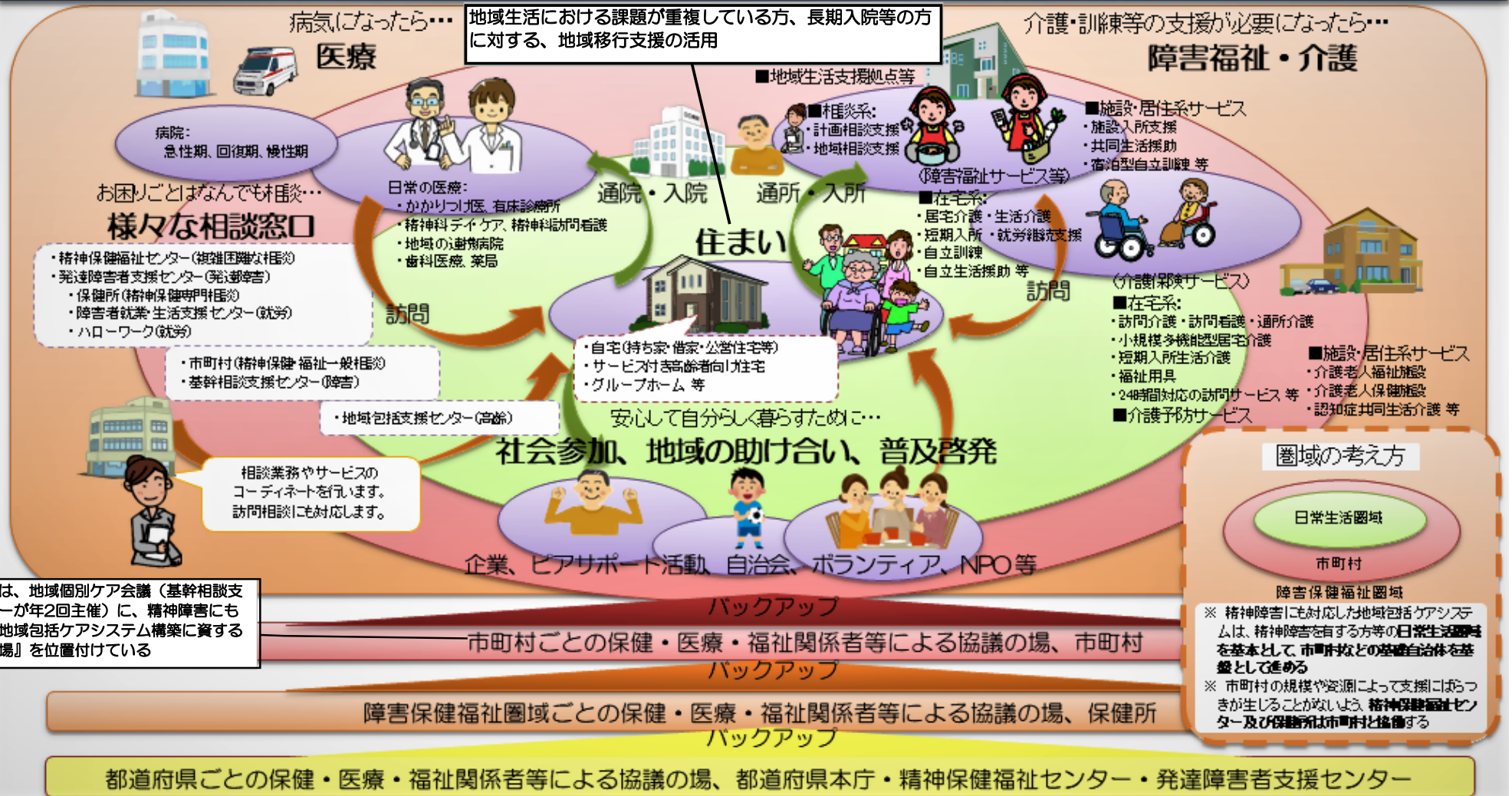


# 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

- 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療・障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労など)、地域の助け合い、普及啓発(教育など)が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があり、同システムは地域共生社会の実現に向かっていく上では欠かせないものである。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の有無や程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、当事者・ピアサポーター、家族、居住支援関係者などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



松戸市では、地域個別ケア会議（基幹相談支援センターが年2回主催）に、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に資する『協議の場』を位置付けている

**圏域の考え方**

日常生活圏域

市町村

障害保健福祉圏域

※ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムは、精神障害を有する方等の日常生活圏域を基本として、市町村などの基礎自治体を基盤として定める

※ 市町村の規模や資源によって支援口が広がる可能性があるため、精神保健福祉センター及び保健所は市町村と連携する